

諮問日：平成29年6月14日（平成29年度（最情）諮問第36号）

答申日：平成29年10月23日（平成29年度（最情）答申第46号）

件名：司法修習生名簿（部屋別）の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「第68期及び第69期司法修習生のうち、ひかり寮に入寮した人数が分かる文書」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、別紙記載の各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年3月23日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書の不開示部分のうち氏名を除くことにより、修習地、組及び室番号については、公にしても個人の権利利益を害するおそれがなく、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する不開示情報に相当しない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件対象文書のうち不開示としたのは、司法修習生の個人識別情報（氏名、修習地、組、室番号等）及び寮の運営に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されている部分である。

不開示部分のうち司法修習生の修習地、組、室番号等については、それだけで直ちに特定の個人を識別することができる情報とはいえないものの、司法修

習生は、司法修習生間のやり取り等を通じて各司法修習生の修習地、組、室番号等についての情報を得ていることが少なくなく、これらを照らし合わせることによって、入寮者の特定が可能となる場合が考えられる。したがって、司法修習生の氏名、修習地、組、室番号等に関する情報は、一体として個人識別部分に該当し、部分開示をすることはできない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年6月14日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年9月8日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年10月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果によれば、本件対象文書には、ひかり寮に入寮した司法修習生の氏名、修習地、組、室番号等の情報が記載されていることが認められる。

そこで検討すると、本件対象文書の不開示部分のうち司法修習生の氏名が法5条1号に規定する個人識別情報に相当することは明らかである。また、苦情申出人は、司法修習生の修習地、組及び室番号について、公にしても個人の権利利益を害するおそれがないなどと主張するが、司法修習生は司法修習生間のやり取り等を通じて各司法修習生の修習地、組、室番号についての情報を得ていることが少なくないという最高裁判所事務総長の説明する内容が不合理とはいえず、これらの情報を照らし合わせることにより、入寮者の特定が可能となる場合があると考えられる。

そうすると、本件対象文書の不開示部分のうち司法修習生の氏名、修習地、組及び室番号は、その全てが法5条1号に規定する個人識別情報に相当すると認められる。また、これらの部分は、いずれも特定の個人を識別することができることとなる部分に該当するから、取扱要綱記第3の2に定める部分開示を

することは相当でない。

- 2 見分の結果によれば，その余の不開示部分に記載されている情報は，寮の運営に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報と認められるから，法5条6号に規定する不開示情報に相当する。
- 3 以上のとおりであるから，原判断については，本件対象文書のうち不開示とした部分がいずれも法5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められるので，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人

別紙

- 1 第68期導入司法修習生名簿（部屋別）
- 2 第68期B班司法修習生名簿（部屋別）
- 3 第69期導入司法修習生名簿（部屋別）
- 4 第69期A班司法修習生名簿（部屋別）
- 5 第69期B班司法修習生名簿（部屋別）